

『放課後児童クラブ』の保育料について(お知らせ)

能勢町健康福祉部福祉課

平素は本町福祉行政にご理解ご協力をいただいておりますことに感謝申し上げます。

現在、能勢放課後児童クラブでは、感染リスク低減のため、引き続き在宅勤務が可能な方や仕事がお休みのご家庭に対しては、最大限可能な限り家庭内での保育をお願いしていることを踏まえ、令和2年6月分の能勢放課後児童クラブ常時保育料は、以下の算定方法で計算し、取り扱いをさせていただくことになりましたので、ご理解くださいますようお願いいたします。

○保育料の算定方法

児童の出席日数×日割り保育料(6,500円÷開所日数)×負担率※=請求保育料

※負担率：全額減免児童の場合・・・0.0、半額減免児童の場合・・・0.5、
9/10減免児童の場合・・・0.1、減免対象外児童の場合・・・1.0

※納付書に記載される保育料については、きょうだい分を合算した額での記載になります。

○納付方法・納期限

6月分保育料の納付書は、7月分保育料の納付書と併せ、7月上旬に配布いたします。

なお、6月分保育料の納期限は、7月分保育料と同じ7月31日(金)とさせていただきますので、期限内のご納付にご協力願います。

5月分保育料については、令和2年5月22日付のお知らせのとおり、出席状況を勘案した日割り計算にて請求いたします。

なお、5月分保育料の納期限は、6月30日(火)とし、5月分保育料の納付書は、6月上旬に配布いたします。